

■議案第42号 四万十町窪川 B&G 海洋センターに係る指定管理者の指定について

【要旨】

地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者による管理を行っている本施設の指定期間が平成30年3月31日をもって満了するため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として「特定非営利活動法人くぼかわスポーツクラブ」を選定したので、同団体を指定管理者に指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

【指定管理の概要】

施設の名称等	四万十町本堂405番地4 四万十町窪川B&G海洋センター
指定管理者	四万十町本堂405番地4 特定非営利活動法人くぼかわスポーツクラブ
指定期間	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

【公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由】

四万十町窪川B&G海洋センターは、海洋性スポーツ、レクリエーション活動等を通じて町民の体力向上と健全な青少年の育成を図ることを目的に設置された施設であり、平成21年4月1日から現在まで、「特定非営利活動法人くぼかわスポーツクラブ」を指定管理者として指定し、指定管理業務に当たってきました。

同団体は、スポーツ・文化活動の振興により青少年の健全育成と地域住民の健全な心身の育成を行い、もって元気で健康な連帯感あふれるまちづくりに寄与することを目的としており、スポーツ、レクリエーション活動等を円滑に推進するための知識や経験を有する法人です。

これまでの指定期間中においては、基本的な施設の維持管理に加えて、固定利用者のみならず、町内外の多くの方々に利用していただけるよう各種教室、スポーツ大会、イベント等に取り組み、効果的かつ効率的な運営を行っていることから、施設の効用を最大限発揮し、安定的な管理運営が実施されていると判断できるため、引き続き同法人を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として選定するものです。